

景観形成基準

■ゾーン別の景観形成基準

項目	一体的市街地誘導ゾーン		田園・都市共生ゾーン		都市近郊自然共生ゾーン	森林環境共生ゾーン
	商業地域、近隣商業地域	左記以外	商業地域、近隣商業地域	左記以外		
地形	—					
配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう配慮する。 道路などの公共空間側は可能な限り緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間側は可能な限り緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。 工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界からの距離を多くとるよう努める。 	—	
形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。 商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物やまちなみとの調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物やまちなみ及び自然景観との調和に配慮するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の山並みの眺望を乱さないよう配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。 		
色彩 (外壁・屋根・建具等)	<ul style="list-style-type: none"> ●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が OR~10YR の色彩は、彩度6以下とする。 ●色相が 0.1Y~10Y の色彩は、彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。 ●ただし、見付面積の10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が OR~10YR の色彩は、彩度6以下とする。 ●色相が 0.1Y~10Y の色彩は、彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。 ●ただし、見付面積の5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が OR~10YR の色彩は、彩度4以下とする。 ●色相が 0.1Y~10Y の色彩は、彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。 ●ただし、見付面積の10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が OR~10YR の色彩は、彩度4以下とする。 ●色相が 0.1Y~10Y の色彩は、彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。 ●ただし、見付面積の5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が OR~10YR の色彩は、彩度4以下とする。 ●色相が 0.1Y~10Y の色彩は、彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。 	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、または緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。 					
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。 敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。 駐車場や荷捌き場は道路等の公共空間から目立たないように、沿道部は可能な限り緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。 敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。やむを得ず塀や柵等を設ける場合は、塀等の外側(道路側)に生垣を設ける。 敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。 駐車場や荷捌き場は道路等の公共空間から目立たないように、沿道部は可能な限り緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。 敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。 工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。 	—	

■全ゾーン共通の景観形成基準

工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の各ゾーン、地域における色彩の景観形成基準と同じとする。
開発行為	位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> 現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化等を図るなどして、周囲に圧迫感を与えないように工夫する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

※ 各行為制限の冒頭に●印のあるものは、その基準に合わない場合、是正の勧告を行います。

(参考) マンセルシステムイメージ

